



— 目次 —

- 資金繰り支援
「実質無利子融資の実現」
- 補助金
2020年分公募開始

四谷大林税理士法人

〒160-0008
東京都新宿区四谷三栄町 12-3

TEL : 03-3225-6570
FAX : 03-3225-6571

E-MAIL : info@yogrp.jp
HP : <https://yogrp.jp>

いつもお世話になっております。

朝夕はまだ冷え込みますが、日差しは春めいてまいりました。

皆様にはお変わりございませんでしょうか。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

資金繰り支援 「実質無利子融資の実現」

経済産業省がまとめている「事業者の皆様の資金繰り」に関する情報をお知らせします。3月10日に緊急対応策第2弾が追加されました。

<< 融資 >>

1. 実質無利子・無担保融資

新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子を実現。

1) 特別貸付(金利当初3年▲0.9%引き下げ)

日本政策金融公庫が、業況が悪化した事業者(フリーランスを含む)に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利として、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【融資対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、下記に該当する方・最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方(1年未満の事業主様は別途、弊税理士法人にご相談ください)

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内(内据置5年以内)

【融資限度額(別枠)】 中小事業3億円、国民事業6000万円

【金利】当初3年間 基準金利 ▲0.9%、

4年日以降 基準金利 中小事業1.11%→0.21%
国民事業1.36%→0.46%

(利下げ限度額: 中小事業1億円、国民事業3000万円)

2) 特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者
のうち、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主(フリーランス含み、小規模に限る): 要件なし
- ② 小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者(上記①②を除く事業者): 売上高▲20%減少

=====

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

=====

【利子補給】

- ・期間:借入後当初3年間
- ・補給対象上限:中小事業1億円、国民事業3000万円

以上は抜粋ですので、詳細をお知りになりたい方、ご相談のある方は、弊税理士法人までご連絡をお待ちしております。

=====
 <<補助金>>

令和元年度補正予算分(2020年度実施)の公募開始

令和元年度補正予算(2020年度実施)の下記公募が始まりました。
 例年と異なり、通年募集になりましたので、準備状況に合わせた申請が可能になりました。
 (但し、予算上3年間の期限が設けられています)
 今回の新型コロナウイルス感染症による影響を受けたが、設備投資や販路開拓などに取り組み事業者を優先的に支援することです。

①ものづくり・商業・サービス補助金

- 【基本情報】対象 :中小企業・小規模事業者 等
- 補助上限:原則 1,000万円
- 補助率 :中小1/2 小規模2/3

②持続化補助金

- 【基本情報】対象 :小規模事業者 等
- 補助額 : ~ 50万円
- 補助率 : 2/3

③IT導入補助金

- 【基本情報】対象 :中小企業・小規模事業者 等
- 補助上限:30万円~450万円
- 補助率 :中小1/2 小規模2/3

=====
 ※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

=====
 手続きの詳細をお知りになりたい方は、弊税理士法人までご連絡をお待ちしております。

※自由入力欄(この文字を消し、顧問先へのひとことなどを記入ください)